

平成30年4月から

国民健康保険制度が変わります

■問い合わせ…保険年金課保険グループ☎内線249

現在の国民健康保険は、市町村それぞれが保険者となって収入（保険税や国県からの補助金など）と支出（加入者の医療費など）のやりくりをしています。国民皆保険を将来にわたって守り続けるために、平成30年4月からは、県と市町村が共同で運営することになりました。

これに伴う被保険者証と高額療養費に関する変更点をお知らせします。

変更点①

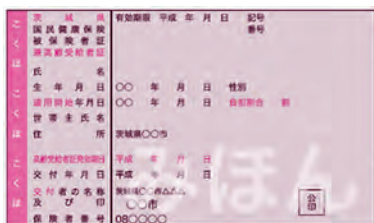
被保険者証と高齢受給者証が

1枚のカードになります

これまで70歳〜74歳の方には、被保険者証（有効期限3月31日）のほか、一部負担金の割合を記載した高齢受給者証（有効期限7月31日／負担割合が8月切替えのため）を送付していました。

今後は、**被保険者証と高齢受給者証が一体化**するため、病院などの受診は**1枚のカードの提示**で済むようになります。

▼新しい被保険者証見本



被保険者証（有

変更点②

被保険者証の有効期限が

7月31日までに変わります

被保険者証と高齢受給者証が一体化するため、年齢にかかわらず、**被保険者証の有効期限を3月31日から原則7月31日に変更**します。

■平成30年度の被保険者証について

- 70歳〜74歳の方⇨3月に有効期間が4月1日〜7月31日の被保険者証兼高齢受給者証を郵送した後、7月に有効期間が8月1日〜平成31年7月31日のものを郵送します
- 70歳未満の方⇨3月に有効期間が4月1日〜平成31年7月31日の被保険者証を郵送します

変更点③

高額療養費の多数回該当が

通算されます

過去12カ月以内に高額療養費の該当回数が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度について、現在は同一市内の場合のみ通算することができますが、4月からは、茨城県内の転居で転居前と同じ世帯であることが認められるときは、**転居前の該当回数も通算**できるようになりました。

これにより、経済的な負担が軽減されます。

国民健康保険の窓口

業務（資格取得・喪失の届出、高額療養費の支給申請など）は、従来どおり**保険年金課が担当**します。



医療機関などの利用の際には、必ず被保険者証をお持ちください！

